

野菜の元気をお届けします。

PICKLES
New Traditional Taste

日時

2024年5月30日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

埼玉県所沢市並木一丁目9番地の1
所沢市民文化センター ミューズ
管理棟5F 第2展示室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

議決権行使期限

2024年5月29日（水曜日）午後6時まで

株式会社ピックルスホールディングス

証券コード：2935

第2回 定時株主総会 招集ご通知

目次

第2回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	16
連結計算書類	26
計算書類	28
監査報告書	30
株主総会会場ご案内図	裏表紙

株主総会にご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

証券コード 2935
2024年5月10日
(電子提供措置の開始日 2024年5月2日)

株 主 各 位

埼玉県所沢市東住吉7番8号
株式会社ピクルスホールディングス
代表取締役社長 影 山 直 司

第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://pickles-hd.co.jp/ir/stock/generalmeeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁に記載のご案内に従って、2024年5月29日(水曜日)午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月30日(木曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時30分)
2. 場 所 埼玉県所沢市並木一丁目9番地の1
所沢市民文化センター ミューズ 管理棟5F 第2展示室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)



3. 目的事項

報告事項

1. 第2期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第2期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、各ウェブサイトに掲載しておりますので、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 1. 当社グループの現況に関する事項 主要な事業所
 2. 新株予約権等に関する事項
 3. 会計監査人に関する事項
 4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 5. 会社の支配に関する基本方針
 6. 連結株主資本等変動計算書
 7. 株主資本等変動計算書
 8. 連結注記表
 9. 個別注記表
- ・株主総会の様子の一部（事業報告部分のみ）を、後日インターネットにて動画配信させていただく予定です。配信準備が整いましたら、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第2回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

株主総会開催日時

2024年5月30日(木曜日)
午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようにご返信ください。

各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限

2024年5月29日(水曜日)
午後6時到着分まで

インターネット等による 議決権行使

(詳しくは次頁をご覧ください)



スマートフォンで議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又はパソコン等で当社株主名簿管理人が運営する議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード、パスワード」入力による方法で議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年5月29日(水曜日)
午後6時行使分まで

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。



インターネット等による 議決権行使

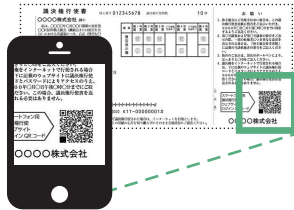
行使期限

2024年5月29日(水曜日)午後6時行使分まで



スマートフォンの場合

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コード及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。

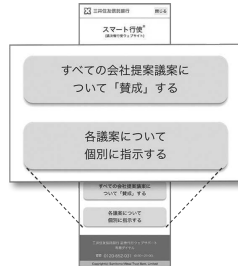


「議決権行使
コード」
「パスワード」
入力不要

ご注意

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力いただく必要があります。

- 2 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問合わせください。

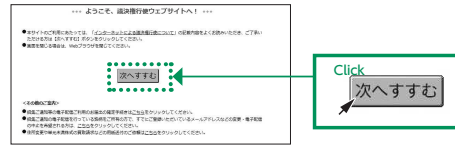
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※機関投資家の皆様へ

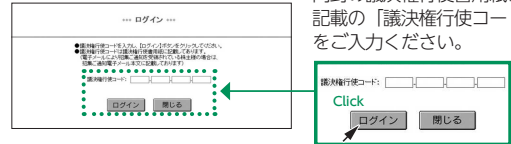
株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

パソコンの場合

- 1 ウェブサイトへアクセス
<https://www.web54.net>

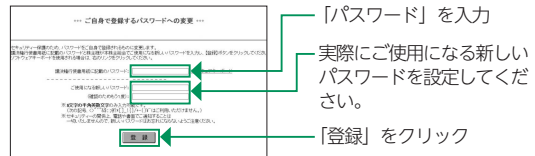


- 2 ログイン



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

- 3 パスワードの入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号: **0120-652-031** (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、前期と比べて2円増配の1株につき24円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- 1 配当財産の種類
金銭
 - 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 24円
総額 298,488,720円
 - 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年5月31日
-



第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、変更案第40条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、現行定款第41条（剰余金の配当の基準日）を変更し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第42条（中間配当）を削除するほか、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
<p>（自己の株式の取得） <u>第7条</u> 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p><u>第8条～第40条</u>（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（削除）</p> <p>第7条～第39条（現行どおり） <u>（剰余金の配当等の決定機関）</u> <u>第40条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</p>
<p>（剰余金の配当の基準日） <u>第41条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>（新設）</p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p>（剰余金の配当の基準日） <u>第41条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>2. <u>当社の中間配当を行う場合の配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>（中間配当） <u>第42条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p><u>第43条</u>（条文省略）</p>	<p>（削除）</p> <p><u>第42条</u>（現行どおり）</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	性別	現在の当社における地位及び担当	当事業年度の取締役会への出席状況
1	再任	みやもと まさひろ 宮本 雅弘	男性	代表取締役会長	100%
2	再任	かげやま なおし 影山 直司	男性	代表取締役社長	100%
3	再任	たでぬま しげる 蓼沼 茂	男性	専務取締役 総務部長	100%
4	再任	みしな とおる 三品 徹	男性	常務取締役 経理財務部長	100%
5	再任	みやこしけん いちろう 宮腰 建一郎	男性	取締役	100%
6	再任	はぎの よりこ 萩野 頼子	女性	取締役	100%
7	再任	たなかとくべ い 田中徳兵衛	男性	取締役	100%
8	再任	どい えいいち 土居 鋭一	男性	取締役	100%



候補者番号

1

みやもと
宮本

まさひろ
雅弘

(1962年3月29日生)
男性

再任

■ 所有する当社の株式数

73,700株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年 4月	東海漬物製造株式会社入社	2005年 1月	同社製造管理部長兼開発室長
1990年 12月	株式会社ピックルスコーポレーション 出向	2005年 5月	同社常務取締役
1999年 2月	同社転籍	2007年 2月	同社営業本部長兼開発室長
2002年 1月	同社製造管理部長	2013年 5月	同社代表取締役社長
2002年 5月	同社取締役（現任）	2022年 5月	同社代表取締役会長
		2022年 9月	当社代表取締役会長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

宮本雅弘氏は、当社グループにおいて、製造管理部門、製品開発部門及び営業部門などを経験しております。また、株式会社ピックルスコーポレーションにおいて2013年5月から代表取締役社長、2022年5月から代表取締役会長を、当社において2022年9月から代表取締役会長を務めており、経営経験も豊富であります。

候補者がその経歴を通じて培った経験などを当社グループの持続的な成長に活かせるものと判断したことから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2 かげ やま 影山 なお じ 直司 (1959年9月19日生)
男性

再任

■ 所有する当社の株式数

120,820株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月	東海漬物製造株式会社入社	2002年 6月	同社営業本部長
1984年 11月	株式会社ピックルスコーポレーション 出向	2007年 2月	同社製造管理部長
1999年 2月	同社転籍	2020年 5月	同社代表取締役専務
1999年 4月	同社製品開発課長	2021年 5月	同社代表取締役副社長
1999年 5月	同社取締役	2022年 5月	同社代表取締役社長（現任）
2000年 6月	同社営業部長	2022年 9月	当社代表取締役社長（現任）
2001年 5月	同社常務取締役		（重要な兼職の状況） 株式会社ピックルスコーポレーション代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

影山直司氏は、当社グループにおいて、製品開発部門、営業部門及び製造管理部門などを経験しております。また、株式会社ピックルスコーポレーションにおいて、2020年5月から代表取締役専務、2021年5月から代表取締役副社長、2022年5月から代表取締役社長を、当社においては2022年9月から代表取締役社長を務めており、経営経験も豊富であります。

候補者がその経歴を通じて培った経験などを当社グループの持続的な成長に活かせるものと判断したことから、取締役候補者といたしました。



候補者番号

3 蓼沼

しげる 茂 (1955年1月12日生)
男性

再任

■ 所有する当社の株式数

58,300株

■ 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1990年 12月	飛栄ファイナンス・サービス株式会社 入社	2001年 5月	同社取締役 (現任)
1998年 4月	株式会社ピックルスコーポレーション 入社	2013年 5月	同社常務取締役
1999年 8月	同社総務部長	2021年 5月	同社専務取締役
		2022年 9月	当社専務取締役総務部長 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

蓼沼茂氏は、当社グループにおいて、総務部門における豊富な経験と実績を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを当社グループの持続的な成長に活かせるものと判断したことから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4 三品

とおる 徹 (1962年8月28日生)
男性

再任

■ 所有する当社の株式数

14,400株

■ 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1986年 4月	株式会社地産入社	2011年 5月	同社取締役 (現任)
2001年 8月	株式会社ピックルスコーポレーション 入社	2016年 2月	同社経理財務部長
2007年 4月	同社経理部長兼財務部長	2021年 5月	同社常務取締役
		2022年 9月	当社常務取締役経理財務部長 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

三品徹氏は、当社グループにおいて、経理財務部門における豊富な経験と実績を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを当社グループの持続的な成長に活かせるものと判断したことから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

みやこしけんいちろう
宮腰建一郎(1964年5月10日生)
男性

再任

■ 所有する当社の株式数

21,900株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月	東海漬物製造株式会社入社	2020年 1月	同社開発室長
1987年 9月	株式会社ピックルスコーポレーション 出向	2020年 5月	同社取締役
1999年 2月	同社転籍	2021年 10月	同社商品開発部長（現任）
2002年 1月	同社製造管理部開発課長	2022年 9月	当社取締役（現任）
2016年 4月	同社営業部次長	2023年 5月	株式会社ピックルスコーポレーション 常務取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社ピックルスコーポレーション常務取締役商品開発部長

■ 取締役候補者とした理由

宮腰建一郎氏は、当社グループにおいて、製品開発部門などにおける豊富な経験と実績を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを当社グループの持続的な成長に活かせるものと判断したことから、取締役候補者いたしました。



候補者番号

6 はぎのよりこ
萩野 頼子 (1942年8月20日生)
女性

■ 社外取締役候補者 ■ 独立役員候補者 ■ 再任

■ 所有する当社の株式数 4,000株

■ 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1990年 6月	コスモ工機株式会社取締役	2015年 5月	株式会社ピックルスコーポレーション 取締役
1996年 5月	株式会社飯能製作所取締役	2016年 2月	宗教法人能仁寺代表役員代務者
2002年 12月	宗教法人能仁寺責任役員 (現任)	2022年 9月	当社取締役 (現任)
2005年 5月	株式会社飯能製作所代表取締役社長 (現任)	(重要な兼職の状況) 株式会社飯能製作所代表取締役社長	

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

萩野頼子氏は、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験と高い見識を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを活かして、客観的な立場から当社グループの経営を監督していただくため、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

7 たなかとくべい
田中 徳兵衛 (1952年4月20日生)
男性

■ 社外取締役候補者 ■ 独立役員候補者 ■ 再任

■ 所有する当社の株式数 200株

■ 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1979年 4月	セントラルインターナショナル株式会 社入社	(重要な兼職の状況) セントラルインターナショナル株式会社代表取締役社長
1986年 4月	同社取締役副社長	
1997年 2月	同社代表取締役社長 (現任)	
2020年 5月	株式会社ピックルスコーポレーション 取締役	
2022年 9月	当社取締役 (現任)	

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

田中徳兵衛氏は、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験と高い見識を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを活かして、客観的な立場から当社グループの経営を監督していただくため、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

8

ど い
土 居え い い ち
鋭 一(1954年8月2日生)
男性

■ 社外取締役候補者

■ 独立役員候補者

■ 再任

■ 所有する当社の株式数

200株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年 4月	イワキ株式会社入社	2008年 6月	同社取締役営業部長
1986年 4月	カネボウ食品株式会社入社	2010年 6月	同社転籍常務取締役
1989年 10月	協和発酵工業株式会社入社	2012年 6月	同社専務取締役
2000年 4月	協和食品（香港）有限公司総経理	2013年 6月	同社代表取締役社長
2005年 4月	協和発酵フーズ株式会社大阪支社長	2019年 7月	上海哈奇食品有限公司董事長
2006年 2月	同社調味料事業部長	2021年 5月	株式会社ピックルスコーポレーション 取締役
2008年 4月	ハチ食品株式会社出向	2022年 9月	当社取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

土居鋭一氏は、長年にわたり食品製造業及び企業経営に携わった豊富な経験と高い見識を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを活かして、客観的な立場から当社グループの経営を監督していただくため、社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年9ヶ月となります。
4. 当社は、萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏は、子会社である株式会社ピックルスコーポレーションの非業務執行取締役（社外取締役）であったことがあります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用や第三者に対する賠償金などの損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。



【ご参考】スキル・マトリックス

当社の取締役が有する専門性・経験の中で特に期待するものを示しております。

氏名	地位	期待される専門性・経験							
		経営全般	営業	製造・品質管理	開発・研究	財務・会計	人事・人材育成	法務・コンプライアンス	サステナビリティ
宮本 雅弘	代表取締役会長	○	○	○	○				
影山 直司	代表取締役社長	○	○	○	○				
蓼沼 茂	専務取締役						○	○	
三品 徹	常務取締役					○		○	
宮腰 建一郎	取締役			○	○				○
萩野 頼子	社外取締役	○							
田中 徳兵衛	社外取締役	○							
土居 鋭一	社外取締役	○							

(注) 上記は、各取締役が有する全ての専門性・経験を表すものではありません。

第4号議案

取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2023年5月30日開催の第1回定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とご決議いただき今日に至っております。

今般、国内外の経済情勢の変化及び当社グループの業容拡大に向けた取り組みの一環として、取締役の報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、取締役賞与を含むものとし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。各取締役に対する具体的な金額、支給時期等は、取締役会で決定いたします。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告24頁に記載のとおりであり、本議案にかかる報酬等の額は当該方針に沿うものであり、相当なものであると判断しております。本議案をご承認いただいた場合も、当該方針を変更することは予定しておりません。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

以 上



1. 当社グループの現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されたことにより、インバウンド需要や個人消費が回復するなど、経済活動の正常化が進み緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、海外景気の下振れリスクや、原材料・エネルギー価格の高騰が長期化するなど、先行きは不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、外食需要は堅調に推移しているものの、内食需要は、食料品価格やエネルギー価格など、さまざまなものの値上げが続いていることによる不安感から生活防衛意識が高まり、消費者の節約志向が強まっております。この影響を受け、漬物などのご飯まわりの関連製品についても、引き続き厳しい事業環境となっております。

このような状況のなか、当社グループは、北海道から九州まで全国に展開している製造・販売のネットワークを活用し、新規取引先や新しい販路の開拓及び既存得意先の拡販に取り組みました。

販売面では、日頃のご愛顧に感謝を込めて「ご飯がススムキムチ」シリーズや「牛角韓国直送キムチ」の増量キャンペーンを実施しました。さらに、ご飯がススムの【ピクルス公式】LINEアカウントを開設し、LINEスタンプの無料配布やLINEを活用したデジタルギフトが当たるプレゼントキャンペーンを実施しております。また、株式会社フードレーベルにおいて、「家計応援 牛角シリーズを買って食べて焼肉を楽しもう！プレゼントキャンペーン」と題し、牛角ブランドの6商品を対象としたキャンペーンを実施しました。

製品開発面では、「2種の生姜と焦がし葱油香の香味浅漬」や「ほんのり旨塩、白菜入り5種野菜のナムル」などの浅漬製品や、地域限定商品としてゆずのオイルフレーバーと果汁による爽やかな香りと酸味が特長の「ご飯がススムゆず白菜キムチ」などの新製品を発売しました。また、「ご飯がススム辛口キムチ」について、ご飯のおかずやお酒のおつまみだけでなく、料理に使用してもおいしく召し上がれるようリニューアルを行っております。その他、コラボ商品の開発、既存商品のリニューアル等を実施しました。

売上高は、巣ごもり需要の反動減の影響が落ち着いたことや、コンビニエンスストア向けの売上が好調に推移したことにより増収となりました。

利益については、調味料、包装材などの原材料価格や物流費の上昇、また、夏場の記録的な猛暑による野菜価格高騰の影響を受けたものの、増収効果により増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は43,028百万円（前期比4.8%増）、営業利益は1,668百万円（同8.4%増）、経常利益は1,771百万円（同7.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,175百万円（同3.2%増）となりました。

売上高

430億28百万円

前期比4.8%増

営業利益

16億68百万円

前期比8.4%増

経常利益

17億71百万円

前期比7.3%増

親会社株主に
帰属する
当期純利益

11億75百万円

前期比3.2%増

2 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は951百万円であり、その主たるものは各工場の生産設備投資であります。

当連結会計年度において継続中の設備投資は、株式会社ピックルスコーポレーションの茨城工場（仮称）の工場新築であります。

3 資金調達の状況

設備投資に必要な資金は、自己資金及び借入金により充当しました。

4 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の株式会社ピックルスコーポレーションと株式会社ピーネコーポレーションは、2023年9月1日を効力発生日として、株式会社ピックルスコーポレーションを存続会社とする吸収合併を行いました。

5 財産及び損益の状況の推移

区 分		第1期 (2023年2月期)	第2期 (2024年2月期)
売上高	(百万円)	41,052	43,028
営業利益	(百万円)	1,538	1,668
経常利益	(百万円)	1,650	1,771
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,138	1,175
1株当たり当期純利益	(円)	88.80	94.29
総資産	(百万円)	26,308	27,713
純資産	(百万円)	17,404	18,254
1株当たり純資産額	(円)	1,362.11	1,438.45
自己資本当期純利益率 (ROE)	(%)	6.8	6.7
総資産経常利益率 (ROA)	(%)	6.3	6.6



6 対処すべき課題

食品業界におきましては、原材料・エネルギー価格の高騰が続くなど、引き続き厳しい経営環境が続いております。加えて、少子高齢化などの影響等から市場規模は大きな成長が見込めないなか、消費者の安全・安心への関心は高い状況が続くと考えられ、品質管理の取り組み強化が求められております。

このような状況のもと、当社グループは以下のことに取り組んでまいります。

- ① 全国の製造・販売拠点の活用による売上拡大
全国に製品を供給できる漬物メーカーとして、当社グループの力を最大限に活用し、営業、広告宣伝活動等を積極的に行い、新規取引先の開拓と既存得意先の深耕を図ります。特に、株式会社ピックルスコーポレーション西日本の佐賀工場及び株式会社手柄食品などを活用して西日本エリアの売上拡大に積極的に取り組んでまいります。
- ② 製品開発の強化
高付加価値を訴求した製品及びキムチ・浅漬などの既存製品以外にも、漬物や惣菜売場以外の売場に展開できるような新たな分野の製品の開発に取り組み、売上拡大及びブランド力の向上につなげてまいります。
- ③ コストの見直し
原料野菜の契約栽培の拡大、資材調達方法の見直し、容器・包装形態の見直し、省力化機械の導入及び不採算製品の集約などを含めた生産・物流体制の見直し等によるコスト削減を進めてまいります。2024年12月に茨城県に竣工予定の新工場においても、キムチ専用工場として生産を集約し、製造工程を機械化することでコスト削減を図っております。また、当社の取り組みにより対応しきれないコストの増加については、製品規格の見直しや製品価格の値上げを行い、利益の確保に取り組んでまいります。
- ④ 食の安全・安心の追求
お客様に安心して食べていただける製品づくりを行うため、食品安全の規格であるFSSC22000及びJFS-Bを活用し、各事業所における品質管理レベルの向上を図るとともに、意図的な異物混入等を防ぐため、フードディフェンスの取り組みを強化してまいります。
- ⑤ 新規事業の確立
外食事業、小売事業及び農業事業などの新規事業に取り組み、事業領域を拡大させることで収益拡大につなげてまいります。2023年9月には、株式会社ベジパルを設立し、株式会社ピックルスファームと連携して、さつまいもを原材料とした加工食品の仕入及び販売を開始しております。
- ⑥ 経営基盤の強化
将来にわたって成長力、収益力のある企業体質を確立するために、優秀な人材の採用・育成が不可欠と考えております。そのため、目標管理制度、教育プログラムを活用するとともに、福利厚生制度や人事制度などの充実、健康経営推進に向けた取り組みに努めてまいります。また、企業の持続的発展には、ESG（環境・社会・ガバナンス）やSDGs（持続可能な開発目標）への取り組みが不可欠と考えており、事業を通じてサステナブルな社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

7 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年2月29日現在)

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ピックルスコーポレーション	350百万円	100.0%	浅漬製造
株式会社ピックルスコーポレーション札幌	60百万円	100.0%	浅漬製造
株式会社八幡屋	40百万円	100.0%	漬物製造
株式会社ピックルスコーポレーション関西	20百万円	100.0%	浅漬製造
株式会社ピックルスコーポレーション西日本	50百万円	100.0%	浅漬製造
株式会社フードレーベル	55百万円	100.0%	漬物等開発・仕入
株式会社フードレーベルセールス	20百万円	100.0% (100.0%)	漬物等販売
株式会社手柄食品	60百万円	100.0%	浅漬製造

(注) 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

- ③ 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額	当社の総資産額
株式会社ピックルスコーポレーション	埼玉県所沢市東住吉7番8号	10,656百万円	18,485百万円

8 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

当社グループは、浅漬、キムチ、惣菜等の製造及び販売、漬物等の仕入及び販売を行っております。



9 従業員の状況 (2024年2月29日現在)

当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
439名	△23名

(注) 上記の他に臨時雇用者が1,239名(年間の平均人員)おります。

10 主要な借入先 (2024年2月29日現在)

借入先	借入残高
株式会社埼玉りそな銀行	1,500百万円
株式会社三井住友銀行	500百万円
株式会社みずほ銀行	350百万円
株式会社武蔵野銀行	212百万円
株式会社三菱UFJ銀行	208百万円
三井住友信託銀行株式会社	202百万円
株式会社日本政策金融公庫	155百万円

11 その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2024年2月29日現在)

1 発行可能株式総数	40,000,000株
2 発行済株式の総数	12,858,430株
3 株主数	13,262名
4 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
東 海 漬 物 株 式 会 社	1,953千株	15.71%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,080千株	8.69%
荻 野 芳 隆	483千株	3.89%
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	366千株	2.94%
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライスド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	351千株	2.83%
ピックルスホールディングス取引先持株会	291千株	2.34%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	280千株	2.25%
株 式 会 社 セ ブ ン - イ レ ブ ン ・ ジ ャ パ ン	280千株	2.25%
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	247千株	1.99%
ステート ストリート バンク アンド トラスト クライアント オムニバス アカウント オーエムゼロツー 505002	238千株	1.91%

(注) 当社は、自己株式421,400株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。



3. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等 (2024年2月29日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	宮本雅弘	
代表取締役社長	影山直司	株式会社ピックルスコーポレーション代表取締役社長
専務取締役	蓼沼茂	総務部長
常務取締役	三品徹	経理財務部長
取締役	宮腰建一郎	株式会社ピックルスコーポレーション常務取締役商品開発部長
取締役	萩野頼子	株式会社飯能製作所代表取締役社長
取締役	田中徳兵衛	セントラルインターナショナル株式会社代表取締役社長
取締役	土居鋭一	
常勤監査役	西 涉	
監査役	村木徹	サイボー株式会社常勤監査役
監査役	神崎幸雄	
監査役	小高正裕	小高正裕公認会計士事務所所長 株式会社セルシス取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役村木徹氏、神崎幸雄氏及び小高正裕氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏並びに監査役村木徹氏、神崎幸雄氏及び小高正裕氏は、東京証券取引所が定める独立役員であります。
 4. 監査役小高正裕氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏並びに監査役西涉氏、村木徹氏、神崎幸雄氏及び小高正裕氏は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役及び監査役並びに当社の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる争訟費用及び第三者に対する賠償金などの損害が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

4 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度における報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	287百万円 (18百万円)	125百万円 (18百万円)	75百万円 (-)	87百万円 (-)	8名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	18百万円 (10百万円)	18百万円 (10百万円)	-	-	4名 (3名)
合計 (うち社外役員)	305百万円 (28百万円)	143百万円 (28百万円)	75百万円 (-)	87百万円 (-)	12名 (6名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等として取締役5名に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等に係る業績指標は、売上高(連結)、経常利益(連結)、親会社株主に帰属する当期純利益(連結)の2020年2月期との比較であり、これらの指標が、経営成績を分かりやすく示しているため選定しています。当事業年度における賞与に係る指標の実績は、売上高(連結)は41,052百万円(2020年2月期比0.9%減)、経常利益(連結)は1,650百万円(同16.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益(連結)は1,138百万円(同11.7%減)となっております。
3. 非金銭報酬等として、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、ストックオプションを導入しております。2023年6月30日開催の取締役会決議により、取締役5名に対して新株予約権501個(92百万円)を付与しております。その割当方法は「②c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)」のとおりであります。
4. 取締役の報酬等の総額は、2023年5月30日開催の第1回定時株主総会において、年額250百万円以内(うち社外取締役分20百万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち社外取締役3名)であります。また、別枠で2023年5月30日開催の第1回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額160百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち社外取締役3名)であります。
5. 監査役の報酬等の総額は、2023年5月30日開催の第1回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名(うち社外監査役3名)であります。



② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきまして、次のとおり取締役会において決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与及びストックオプションにより構成されております。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職位及び在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結の売上高、利益などの達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価向上及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、ストックオプションを、毎年、一定の時期に付与し、その権利行使は取締役退任後とします。総数は、前年の付与総数及び当社の業績を考慮し決定し、個人別の付与数は、取締役の役位、在任期間に応じて決定します。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種などの報酬水準を踏まえ、決定します。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

基本報酬、賞与及びストックオプションの個人別の報酬額については、取締役会で決定します。

5 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役	萩野 頼子	株式会社飯能製作所代表取締役社長	重要な取引その他の関係はありません。
取締役	田中 徳兵衛	セントラルインターナショナル株式会社代表取締役社長	重要な取引その他の関係はありません。
監査役	村木 徹	サイボー株式会社常勤監査役	重要な取引その他の関係はありません。
監査役	小高 正裕	小高正裕公認会計士事務所所長 株式会社セルシス取締役監査等委員	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況 (出席率)	監査役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	萩野 頼子	100%	—	取締役会への出席率は100%であり、企業の経営に携わった豊富な経験及び高い見識等に基づき、適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	田中 徳兵衛	100%	—	取締役会への出席率は100%であり、企業の経営に携わった豊富な経験及び高い見識等に基づき、適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	土居 鋭一	100%	—	取締役会への出席率は100%であり、食品製造業及び企業の経営に携わった豊富な経験並びに高い見識等に基づき、適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	村木 徹	100%	100%	取締役会への出席率は100%、監査役会への出席率は100%であり、金融機関での業務経験、他社での監査役としての経験及び幅広い見識等に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	神崎 幸雄	92%	92%	取締役会への出席率は92%、監査役会への出席率は92%であり、小売業での業務経験及び幅広い見識等に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	小高 正裕	100%	100%	取締役会への出席率は100%、監査役会への出席率は100%であり、公認会計士・税理士として培われた会計・税務の専門知識及び経験並びに高い見識等に基づき適宜発言を行っております。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てており、比率は、表示単位未満を四捨五入しております。



連結貸借対照表 (2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	12,622	流動負債	6,668
現金及び預金	7,754	買掛金	2,892
受取手形及び売掛金	4,119	短期借入金	1,100
商品及び製品	380	1年内返済予定の長期借入金	400
仕掛品	66	リース債務	5
原材料及び貯蔵品	216	未払法人税等	449
その他	85	賞与引当金	163
		役員賞与引当金	19
		その他	1,636
固定資産	15,091	固定負債	2,791
有形固定資産	13,436	長期借入金	1,628
建物及び構築物	4,691	リース債務	6
機械装置及び運搬具	1,564	繰延税金負債	17
土地	6,527	退職給付に係る負債	818
リース資産	32	その他	321
建設仮勘定	478	負債合計	9,459
その他	143	純資産の部	
無形固定資産	326	株主資本	17,719
のれん	206	資本金	100
その他	120	資本剰余金	2,803
		利益剰余金	15,315
		自己株式	△499
投資その他の資産	1,327	その他の包括利益累計額	170
投資有価証券	677	その他有価証券評価差額金	172
繰延税金資産	571	退職給付に係る調整累計額	△2
その他	78	新株予約権	352
		非支配株主持分	11
資産合計	27,713	純資産合計	18,254
		負債純資産合計	27,713

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		43,028
売上原価		34,390
売上総利益		8,637
販売費及び一般管理費		6,969
営業利益		1,668
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	9	
負ののれん償却額	21	
持分法による投資利益	7	
受取賃貸料	33	
事業分量配当金	8	
消費税差額	15	
その他	32	128
営業外費用		
支払利息	6	
賃貸費用	17	
その他	0	24
経常利益		1,771
特別利益		
固定資産売却益	6	
補助金収入	2	
受取補償金	10	19
特別損失		
固定資産処分損	13	13
税金等調整前当期純利益		1,777
法人税、住民税及び事業税	669	
法人税等調整額	△66	602
当期純利益		1,175
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		1,175

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



貸借対照表 (2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,792	流動負債	1,685
現金及び預金	3,784	短期借入金	1,100
売掛金	0	1年内返済予定の長期借入金	400
前払費用	7	未払金	24
その他	0	未払費用	98
		未払法人税等	50
		未払消費税等	4
		預り金	6
固定資産	14,692	固定負債	1,628
無形固定資産	10	長期借入金	1,628
ソフトウェア	10	負債合計	3,313
投資その他の資産	14,681	純資産の部	
投資有価証券	103	株主資本	14,787
関係会社株式	14,141	資本金	100
関係会社長期貸付金	546	資本剰余金	14,124
繰延税金資産	142	資本準備金	25
貸倒引当金	△251	その他資本剰余金	14,099
資産合計	18,485	利益剰余金	1,063
		その他利益剰余金	1,063
		繰越利益剰余金	1,063
		自己株式	△499
		評価・換算差額等	32
		その他有価証券評価差額金	32
		新株予約権	352
		純資産合計	15,172
		負債純資産合計	18,485

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		1,421
営業費用		595
営業利益		826
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	2	
消費税差額	15	
その他	0	20
営業外費用		
支払利息	6	
自己株式取得費用	0	7
経常利益		839
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入額	30	30
税引前当期純利益		869
法人税、住民税及び事業税	50	
法人税等調整額	△27	23
当期純利益		846

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月22日

株式会社ピックルスホールディングス
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 遠藤 洋一

指定社員

業務執行社員

公認会計士 工藤 和則

指定社員

業務執行社員

公認会計士 新藤 弘一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ピックルスホールディングスの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピックルスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月22日

株式会社ピックルスホールディングス
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指定社員 公認会計士 遠藤 洋一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 工藤 和則
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新藤 弘一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピックルスホールディングスの2023年3月1日から2024年2月29日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第2期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月22日

株式会社ピックルスホールディングス 監査役会

常勤監査役	西	渉	Ⓢ	
社外監査役	村	木	徹	Ⓢ
社外監査役	神	崎	幸雄	Ⓢ
社外監査役	小	高	正裕	Ⓢ

以上

株主総会会場ご案内図

日時

2024年5月30日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）



会場

埼玉県所沢市並木一丁目9番地の1
所沢市民文化センター
ミュージズ
管理棟5F 第2展示室
電話：04-2998-6500



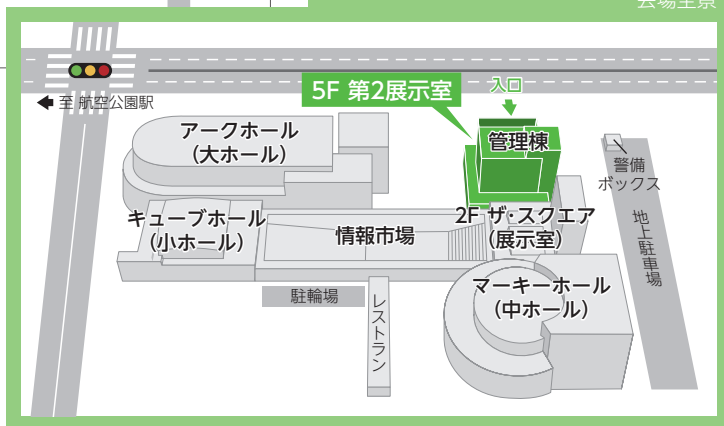
会場全景

交通のご案内

西武新宿線
「航空公園」駅
より徒歩約10分

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

スマートフォンやタブレット端末から下記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



お問合せ先

株式会社ピクルスホールディングス 広報・IR室

〒359-1124 埼玉県所沢市東住吉7番8号
TEL 04-2925-8885
URL <https://www.pickles-hd.co.jp>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



植物油インキを使用しています。